

芦原温泉上水道財産区水道事業職員の育児休業等に関する規程

平成 16 年 3 月 1 日

財産区規程第 4 号

芦原温泉上水道財産区水道事業職員で常時勤務を要するものの育児休業等については、あわら市職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年あわら市条例第 30 号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。